

美瑛町ケアプラン相談センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美瑛町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する美瑛町ケアプラン相談センター（以下「センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が、要介護状態又は経過的要介護状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美瑛町ケアプラン相談センター
- (2) 所在地 美瑛町南町1丁目5番5号（美瑛町福祉センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員1人
管理者は、センターの従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 主任介護支援専門員 1人（兼務1人）、介護支援専門員 3人（専従

3人)

主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく介護予防支援事業の業務に当たる。

(3) 事務職員 1人(兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月31日から1月5日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

センター内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「全国社会福祉協議会方式」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を利用者の居宅等において開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や、現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更等、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定

める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。なお、介護保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1月当たり要介護度に応じた額を徴収し、センターから発行したサービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出することで全額払い戻しを受けることができるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) センターから、片道概ね10キロメートル未満 200円

(2) センターから、片道概ね10キロメートル以上 400円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、原則として美瑛町全域とする。

(その他運営についての重要事項)

第9条 センターは、介護支援専門員の資質の向上を図るため、高齢者、認知症ケア、介護予防等を始め、虐待防止、権利擁護、障がい者、児童、ヤングケアラー、生活困窮者など他制度等、研修機関が実施する研修等や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備するとともに、利用者に関する情報又はサービスに当たっての情報伝達等を目的とした会議を定期的開催する。

2 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組む。

4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

5 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を

踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

- 6 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 7 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会与センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- この規程は、平成19年6月15日から施行する。
- この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年5月15日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年7月5日から施行する。
- この規程は、平成22年8月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年6月13日から施行する。
- この規程は、平成24年6月7日から施行する。
- この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年6月4日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年5月21日から施行する。
- この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- この規程は、平成30年2月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。